

在外教育施設における教育実習を可能とする制度改革について

検討の背景

- 経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- 文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正

文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設^{*}による教育実習を可能とする



各都道府県
教育委員会派遣教師や
現地採用教師との接触

様々な教授法や教育情報、
グローバルな視点を習得



イマージョン授業、
日本語教育や日本式
教育・日本文化発信、
ICTの積極的活用など

特色ある教育や指導法に
触れることができる



在外教育施設には
海外での長期滞在や
国際結婚家庭などの
児童生徒が多数

国内の外国籍児童生徒の
対応に経験を活かせる



豊富な外国語活動や
現地校との交流活動
等

グローバルな視点や
考え方が身につく

実施に当たっての方策

1. 指導・評価体制の確保

大学は、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら責任を持って指導に当たること

① 事前・事後指導

- 通常の指導に加えて、滞在先国での生活、安全、文化等に関する基本的な知識を事前に身に付ける
- 海外での実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、必要な指導の充実を図る

② 実習中の大学による指導

- 訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行う
- 電話、メール等により必要な時に円滑に学生とコミュニケーションが行えるようにする

③ 学生の指導・評価に関する大学⇔実習校間の連携体制

- 大学は、実習に先立ち、実習校との間で、期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法、実習に責任を負う組織や担当者等について協議を行い、円滑な連絡が行われるようにする

2. 大学と実習校との間での協定の締結

あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこと

例

- ・連携体制の構築
- ・滞在先
- ・経費
- ・安全確保 等

3. 文部科学省による支援・助言等について

- 大学は実習校との協定の内容を文部科学省に報告し、教育実習実施計画書を提出する
- 文部科学省は、大学と実習校とのマッチングの支援や、必要に応じて協定締結及び実習実施に関する助言等を行う

^{*}文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。